

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録

木材業者及び製材業者の登録

開発行為に関する工事の完了(二件)

建築基準法による道路の位置の指定

◇ 告 示 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第七百八十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
米 谷 定 子	鳥薬第四六三号	昭和五十六年七月三十一日
法 橋 弘 之	鳥薬第四六四号	昭和五十六年八月四日
田 中 松 市 郎	鳥薬第四六五号	昭和五十六年八月六日

鳥取県告示第七百八十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

木材業者

登録番号

登録年月日

住 所

氏 名

八木第八七号

昭和五十六年七月一日

八頭郡家町大字福地四三九一

高 坂 温 雅

八木第八八号

昭和五十六年七月十五日

〃 智頭町大字岩神三一

林 賢 蔵

倉木第一〇二号

昭和五十六年六月二十三日

東伯郡赤碓町大字出上二八九

福 本 一 成

日木第二六号

昭和五十六年七月二十八日

日野郡日野町安原二五

瀬 田 芳 久

製材業者

登録番号

登録年月日

住 所

氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

八製第五九号

昭和五十六年七月四日

八頭郡家町大字郡家四七六一

大西木材株式会社

代表取締役

大 西 道 正

倉製第五九号

昭和五十六年六月二十三日

東伯郡赤碓町大字出上二八九

有限会社平野製材所

代 表 者

福 本 一 成

米製第五八号

昭和五十六年七月三十日

〃 東伯町大字山田二〇三一

有限会社平野製材所

代 表 者

平 野 博 義

日製第一三号

昭和五十六年四月十七日

西伯郡西伯町大字鍋倉二六

有限会社平野製材所

代 表 者

大 頭 邦 夫

日製第一三号

昭和五十六年七月二十八日

日野郡日野町安原二五

有限会社平野製材所

代 表 者

瀬 田 芳 久

鳥取県告示第七百九十号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開發許可の年月日及び番号

昭和五十六年六月二十二日 鳥取県指令受都計第三百六十九号

二 開發区域に含まれる地域の名称

鳥取市布勢字前田

三 開發許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市寿町七五五

豊産業株式会社

代表取締役 大橋稔

鳥取県告示第七百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年三月十一日 鳥取県指令受都計第二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市清谷字小幣及び字小幣沖

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市山根五四五

株式会社倉吉木材市場

取締役社長 松田因善

鳥取県告示第七百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十六年八月二十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十六年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 八頭郡家町大字福地 二八七番地 安部 寛	道路の位置の指定場所 鳥取市岩倉字井後 三八〇一、三八 〇一三四、三八〇 一三六及び三八二 一一	道路の幅員及び延長 幅員 四・七〇九・〇メートル 延長 三三・五メートル
--	---	--

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和56年8月28日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。以下同じ。

(2) 経験者講習
現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。以下同じ。

2 開催の日時及び場所

	日	時	場	所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和56年10月6日	午前10時30分から午後4時30分まで	米子警察署会議室	米子八橋の各警察署の管内に居住する者	黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
	昭和56年10月22日	午前10時30分から午後4時30分まで	鳥取警察署会議室	鳥取及び倉吉の管内に居住する者	那智警察署の管内に居住する者
	昭和56年10月22日	午後4時30分まで	米子警察署会議室	米子警察署の管内に居住する者	那智警察署の管内に居住する者
	昭和56年10月12日	午後1時30分から午後4時00分まで	鳥取警察署会議室	倉吉及び八橋の管内に居住する者	那智警察署の管内に居住する者
	昭和56年10月16日	午後1時30分から午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取及び浜村の各警察署の管内に居住する者	那智警察署の管内に居住する者
	昭和56年11月5日	午後4時00分まで	米子警察署会議室	米子警察署の管内に居住する者	那智警察署の管内に居住する者
	昭和56年11月13日	午後1時30分から午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取及び浜村の各警察署の管内に居住する者	那智警察署の管内に居住する者
	昭和56年11月20日	午後1時30分から午後4時00分まで	鳥取警察署会議室	倉吉及び八橋の管内に居住する者	那智警察署の管内に居住する者
	昭和56年12月9日	午後1時30分から午後4時00分まで	倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者	那智警察署の管内に居住する者
	昭和56年12月16日	午後1時30分から午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取及び浜村の各警察署の管内に居住する者	那智警察署の管内に居住する者

3 受講対象者
(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用

途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者。

(2) 経験者講習

次の各号の全てに該当する者

ア 鳥取県内に住所を有する者で、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃若しくは空気銃の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具